

**柏市こどもの生活・学習支援事業業務委託**  
**【小中学生コース】に係るプロポーザル方式募集要領**

**1 目的, 概要**

(1) 目的

本事業は、生活困窮世帯等の特有の課題を持つ児童及び生徒（以下「児童等」という。）に対し、生活・学習支援を行うことにより、貧困の連鎖を防止することを目的とする。なおその目的の達成にはこれまでの実績に基づき、一人ひとりに寄り添ったきめ細かい支援を要することから、プロポーザル方式により事業者の選定を行う。

(2) 概要

ア 生活困窮世帯等の児童等は、経済的・精神的に不安定な状況に置かれるために、学習の機会が十分に得られないことがあり、学習意欲等が低下する傾向にある。このような状況から、学習の土台となるところの生活支援及び学習自体の補助を行うなかで、児童等が安心できる居場所を提供しようとするもの。

イ 対象者

生活保護、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費等助成、遺児等養育手当就学援助のいずれかを受給する世帯、又はそれらに準じて本事業への参加が必要と認められた小学校4年生から中学2年生までの児童等

ウ 実施方法等

別紙「柏市こどもの生活・学習支援事業業務委託【小中学生コース】仕様書」のとおり

エ 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

オ 予定金額（上限額）

11,990,000円（※消費税及び地方消費税相当額を含む）

※見積書を提出する際は、この金額を超えないこと

※本案件は、令和7年度当初予算の議会の可決を得たときに効力を生じるものとする。なお、議会の可決を得られないときは、この選定は無効となり、本市は損害賠償の責めを負わない。

**2 参加資格**

本プロポーザルへの参加資格要件は、公募開始日から契約日までに、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 法人格を有している団体であること。
- (2) 応募する法人の構成員が他の応募の法人の構成員となっていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又はこの公

- 告の日前6ヶ月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生の手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生の手続きの申立てがなされている者に該当しないこと。
- (6) 柏市建設工事請負業者等指名停止要領（昭和62年4月1日制定）に基づく指名停止又は柏市入札契約暴力団対策措置要領（平成26年12月18日制定）に基づく指名排除を受けていないこと。
- (7) 法人税、市税、消費税及び法人事業税を滞納していないこと。
- (8) 過去3年間のうちに、以下の類似事業のいずれかを地方自治体から委託業務の元請として現在履行中または実施した実績があること。
- ア 生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業  
イ ひとり親家庭等生活・学習支援事業

### 3 スケジュール

① 公募開始 質疑及び参加意思表明書等受付開始	令和7年 1月 6日(月)
② 参加意思表明書受付締切	令和7年 1月22日(水)
③ 参加資格確認結果連絡 質疑書の締切	令和7年 1月24日(金)
④ 質疑書に対する回答（ホームページに掲載）	令和7年 1月29日(水)
⑤ 提案書等の提出締切 辞退届提出締切	令和7年 2月10日(月)
⑥ プレゼンテーション審査	令和7年 2月17日(月)
⑦ プロポーザル方式結果通知（発送）	令和7年 2月26日(水)
⑧ 契約日（予定）	令和7年 4月 1日(火)

※スケジュールが変更となる場合は、参加者の参加意思表明書（様式第1号）に記載の電話番号またはメールアドレスに連絡する。

### 4 参加意思表明書類について

#### (1) 提出期限

令和7年1月6日(月)～令和7年1月22日(水)

※土日祝日を除く午前8時30分～午後5時15分まで

※郵送の場合は当日必着

#### (2) 提出書類

ア 参加意思表明書（様式第1号）

イ 受託実績等調査票（様式第2号）

実績が分かる契約書の写しを提出すること。

※本募集要領2参加資格(8)の要件を確認するもの

ウ 暴力団排除に係る誓約書（様式第3号）

エ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（税務署発行）

オ 会社概要等（会社が行う事業の概要がわかる資料）

(3) 提出先及び提出方法

事務局宛てに持参又は郵送すること。

なお、郵送の場合はあらかじめ電話連絡のうえ送付することとし、上記提出期限必着とする。

(4) 提出部数

各1部

(5) 参加資格確認結果連絡

令和7年1月24日（金）

(6) 留意事項

提出締切までに参加意思表示書類一式が提出されない場合は、本プロポーザルへの参加が認められないものとする。

## 5 質疑について

(1) 質疑方法

ア 質疑書（様式第4号）を電子メールで事務局宛てに送付すること。

イ メールの件名は「【質疑書】こどもの生活・学習支援事業（法人名）」とすること。

ウ 送付先：kodomomirai@city.kashiwa.chiba.jp

エ 送付後、事務局宛てに電話で質疑書の到達確認を行うこと。

オ 評価等に影響をおよぼすおそれがある質問（参加業者数・参加業者名・選定委員等）についての質問は受け付けない。

カ 電話や窓口訪問による口頭での質疑は一切受け付けない。

(2) 質疑期間

令和7年1月6日（月）から令和7年1月24日（金）正午まで

(3) 回答方法

令和7年1月29日（水）までに市ホームページに掲載する

(4) 留意事項

ア 原則として、回答に関する再質問は受け付けないものとする。

イ 様式欄外に明記している場合は回答しないため、留意すること。

## 6 辞退について

参加意思表示書類の提出後、本プロポーザルを辞退する場合は、辞退届（様式第6号）を令和7年2月10日（月）午後5時15分までに事務局宛てに提出すること。辞退をした場合であっても、今後の入札等において不利な扱いをすることはない。

なお、辞退届提出日までに提出された書類は返却しないものとする。

## 7 提案書類の提出と作成

(1) 提案内容

提案書は「プロポーザルの評価基準」に沿って記載すること。

(2) 提案書類

ア 様式

(ア) 提案書（様式第5号を表紙とし、それ以降のページの形式は7(2)イのとおり作成すること）

(イ) 人員配置計画書（勤務体制表）（自由様式）

(ウ) 見積書及び内訳書

a 総額は税込みで表記すること。児童等1人あたりの受講費用、保険料等、各項目ごとの内訳が明確に読み取れるよう記載すること。

b 参加児童等数が予定人数から増減し委託料が変更になる場合を想定し、単価等を記載すること。

c 本要領1(2)オに記載の予定金額（上限金額）を超えないこと。

イ 形式

(ア) A4判（縦横どちらでも可、A3用紙の綴込可）、邦文横書きの印刷物で、表紙、目次及びページ番号を付したものを。

(イ) 散失のないようA4フラットファイルで提出すること。

(ウ) 7(2)ア(ア)の提案書は30ページ以内とする（表紙、目次を除く）。文字数の制限はないが、明瞭なフォント及びフォントサイズ（図表以外は12ポイント程度が望ましい）で記載すること。

(エ) 図表等を適宜使用するなど、具体的かつ簡潔な記述であること。

(オ) 事業者名のマスクング等は不要である。

(3) 部数

7部（正本1部、副本6部）

(4) 提出期限

令和7年1月29日(水)～同年2月10日(月)

※土日祝日を除く午前8時30分～午後5時15分まで

※郵送の場合は当日必着

(5) 提出先及び提出方法

事務局宛てに持参又は郵送すること。

なお、郵送の場合はあらかじめ電話連絡のうえ送付することとし、上記提出期限必着とする。

## 8 プレゼンテーション審査（ヒアリングを含む）

(1) 日付

令和7年2月17日（月）

※実施時刻については参加意思表明書類で参加資格が確認できたものに対し、個別にメールで通知する。

(2) 場所

ア 会場 柏市役所分室3第1会議室（1階）

イ 控室 柏市役所分室3第3会議室（2階）

(3) 実施時間（予定）

55分以内（目安として説明20分＋質疑等30分、機器の接続・撤去に係る時間を含む）

(4) 人数

契約した際の責任者（担当者）を含め3人以内とする。

(5) その他、留意事項等

ア 貸出機器類

電源（配線用差込接続器）、スクリーン、プロジェクターとする。それ以外の機器については、提案者の負担において用意すること。

※プロジェクター、スクリーン及びその他の電子媒体の使用を希望する場合は提案書類の提出期限日までに事務局宛てに電話またはメール、窓口で直接申し出ること。メールで申し出る場合は、「【貸出機器類】こどもの生活・学習支援事業（法人名）」の件名とすること。

イ プレゼンテーションで追加資料の配付を行うことは認めない。

また、スクリーンを使用する場合は、提案書に掲載している内容のみを投影できるものとし、その他の内容については追加資料とみなし、不可とする。

ウ 指定の時間に来ない場合は、失格とする。但し、公共交通機関の遅延については、公共交通機関発行の遅延証明書の提出をもって再度審査時間を設けることとする。

エ 本プロポーザルは非公開で実施する。参加者の録音・録画は禁止する。但し、柏市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、提案者の意見聴取の機会を付与した上で情報開示する場合がある。

オ 提案者は複数の企画提案書を提出できないものとする。

カ 提出締切後の提出書類の変更、差し替えもしくは再提出はできないものとする。

## 9 審査方法及び選定方法

(1) 審査方法

最優秀提案者の審査は、柏市プロポーザル方式選定委員会（柏市こどもの生活・学習支援事業業務委託【小中学生コース】）における提案書一式、プレゼンテーション審査及びヒアリングに基づく総合評価方式（選定委員1人につき満点200点）によるものとする。

(2) 選定方法

各委員の評点数の合計が最も高く、かつ評価項目に「1点及び0点」がない提案者を最優秀提案者とする。但し、最高得点者が複数いる場合は、配点が高い評価項目の点数、提案された価格に見合った内容であることなどを勘案し、選定委員の協議により決定する。

(3) 参加者が1者の場合

提案書等の提出を行った者が1者であっても、9(1)及び(2)のとおり選定委員会を開催し最優秀提案者を決定する。

## 10 プロポーザル方式通知及び公表

結果については、参加した業者に書面にて通知するほか、ホームページに公表する。

なお、審査方法及び審査内容、審査結果に対する異議は認めないものとし、合計点数以外の評価結果（委員からの具体的な所見等）に関する問い合わせには回答しないものとする。

## 1 1 契約方法

### (1) 契約方法

最優秀提案者を本委託業務契約における契約交渉の相手方に決定し、業務の詳細内容の協議を実施する。この協議において、内容・金額について変更が生じる場合がある。契約については、一者随意契約により締結する。

### (2) 留意事項

プロポーザルの提案内容との齟齬、発注仕様の遂行が困難と見込まれるなど、最優秀提案者と契約が締結できない場合は、次順位の提案者（第二優先交渉権者）と交渉を行う場合がある。

## 1 2 その他の留意事項

- (1) 選定されたものが、正当な理由により契約締結にふさわしくないと判断された場合は、市は選定を取り消し、契約を締結しない。
- (2) 本プロポーザルに係る費用については、全て提案者の負担とする。
- (3) 提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とする。
- (4) 提出期限を過ぎた問い合わせ並びに提出書類の追加及び修正には応じない。
- (5) 提出された書類は返却しない。また、本プロポーザル方式以外の目的には使用しない。
- (6) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の日本国及び日本以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利となっている工法、デザイン等を提案内容に含む場合に生じる責任は、提案者が負うものとする。
- (7) 主たる業務を第三者に委託、又は請け負わせることはできない。また、委託料金の2分の1以上を第三者に委託、又は請け負わせることはできない。
- (8) 事業を開始するまでの期間は、職員に対する研修、必要備品の調達等、業務開始に必要な準備業務を行うこと。また、準備業務に要する経費は受託者の負担とする。
- (9) 契約解除の事由が生じたとき又は業務完了時に業務を他者に引き継ぐ必要があるときは、円滑な引継ぎに協力すること。
- (10) 提出された提案書は、プロポーザル方式による契約候補者の選定以外の目的において使用することはない。但し、柏市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、提案書等の提出書類が開示の対象となる。
- (11) その他、次に挙げるいずれかに該当した場合は失格とする。
  - ア 参加資格に掲げる資格がない者が提出したとき。
  - イ 見積金額が1(2)オの予定金額を上回っているとき。
  - ウ 提出書類の記載に虚偽又は不正があったとき。

## 1 3 事務局

### (1) 担当部署

柏市こども部こども福祉課（給付・支援担当）

### (2) 連絡先

〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号 柏市役所別館3階  
TEL 04-7167-1595（直通）  
Eメール kodomomirai@city.kashiwa.chiba.jp